

福島第二原子力発電所 プラント状況等のお知らせ
(9月8日 午後3時現在)

平成23年9月8日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成23年3月11日、当社・福島第二原子力発電所1～4号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、定格熱出力一定運転中のところ、東北地方太平洋沖地震により、午後2時48分、原子炉が自動停止しました。
(3月11日 お知らせ済み)

3月15日午前7時15分、4号機の原子炉が冷温停止状態となり、これにより当所の全号機（1～4号機）が冷温停止となりました。
(3月15日 お知らせ済み)

9月8日午後3時現在、1～4号機は冷温停止中です（各号機の状況は別表参照）。引き続き、各号機の冷温停止状態のより一層の安定化に努めてまいります。

- ・新規事項はありません。
- ・次回のお知らせは、明日の午後3時を予定しております。

以 上

東京電力 福島第二原子力発電所 プラント状況（平成23年9月8日 午後3時現在）

別表

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉停止機能 (止める)	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中	○原子炉自動停止 (3/11 14:48) ○全制御棒全挿入中
原子炉注水・除熱機能 (冷やす)	○残留熱除去系 (B) 運転 ※残留熱除去系 (A) は復旧作業中 ○原子炉冷却材浄化系運転 (7/16～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/14～)	○残留熱除去系 (B) 運転 ※残留熱除去系 (A) は待機状態 ○原子炉冷却材浄化系運転 (7/17～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/14～)	○残留熱除去系 (B) 運転 ※残留熱除去系 (A) は待機状態 ○原子炉冷却材浄化系運転 (6/6～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/12～)	○残留熱除去系 (B) 運転 ※残留熱除去系 (A) は待機状態 ○原子炉冷却材浄化系運転 (6/4～) [冷温停止時における代替除熱機能の確保] ○冷温停止*中 (3/15～)
格納容器 (隔離・除熱) (冷やす&閉じこめる)	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度) で安定 (3/14、100℃未満復帰) ○格納容器ベント (格納容器内の圧力 を降下させる措置) は実施なし	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度) で安定 (3/14、100℃未満復帰) ○格納容器ベント (格納容器内の圧力 を降下させる措置) は実施なし	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度) で安定 (地震発生以前から継続して100℃ 未満) ○格納容器ベント (格納容器内の圧力 を降下させる措置) は実施なし	○格納容器内での冷却材漏えいなし ○圧力抑制室の水温は通常温度(30℃程度) で安定 (3/15、100℃未満復帰) ○格納容器ベント (格納容器内の圧力 を降下させる措置) は実施なし
外部電源	受電有	受電有	受電有	受電有
非常用電源	非常用ディーゼル発電機(B) 2号機非常用ディーゼル発電機(A)(B)から受電	非常用ディーゼル発電機(A)(B)	非常用ディーゼル発電機(A)(B)(H)	非常用ディーゼル発電機(A)(B)(H)
その他 異常等に関する報告	03/11 17:35 原災法第10条特定事象 (原子炉冷却材漏えい (格納容器圧力上昇)) →3/11 18:33 原子炉冷却材漏えいはな かったものと判断			
	03/11 18:33 原災法第10条特定事象 (原子炉除熱機能喪失) →3/14 1:24 残留熱除去系 (B) 起動に より復帰	03/11 18:33 原災法第10条特定事象 (原子炉除熱機能喪失) →3/14 7:13 残留熱除去系 (B) 起動に より復帰		03/11 18:33 原災法第10条特定事象 (原子炉除熱機能喪失) →3/14 15:42 残留熱除去系 (B) 起動 により復帰
	03/12 5:22 原災法第15条「原子力緊急 事態」該当事象 (圧力抑制機能喪失) →3/14 10:15 圧力抑制室の水温が 100℃未満となり復帰	03/12 5:32 原災法第15条「原子力緊急 事態」該当事象 (圧力抑制機能喪失) →3/14 15:52 圧力抑制室の水温が 100℃未満となり復帰		03/12 6:07 原災法第15条「原子力緊急 事態」該当事象 (圧力抑制機能喪失) →3/15 7:15 圧力抑制室の水温が 100℃未満となり復帰
	○原災法第10条特定事象 (敷地境界放射線量上昇 [5μSv/h]) 3/14 22:07 (モニタリングポスト [1])、3/15 0:12 (モニタリングポスト [3]) …福島第一原子力発電所の影響による。 →4/3 9:30以降、福島第二原子力発電所敷地境界における放射線量 (モニタリングポストの値) は5 μSv/hを下回って推移。 〈参考〉 当社ホームページ：モニタリングによる計測状況：http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f2/index-j.html			

※：冷温停止・・・原子炉水の温度が100℃未満となり安定的に停止した状態。